## 国士舘大学大学院入学試験問題用紙

修士課程

一般選考・学内選考

研 究 科 車 攻 試験科目 参考書等持认 法学研究科 法学専攻 (代替科目) 刑法 I 不可 可罰的違法性について論じなさい。 参照条文 刑法 (参) (刑の変更) 茶六条 犯罪後の法律によって刑の変更があったときは、その軽いものによる。 (他の法をの罪に対する適用) 2 数岐者を数岐した者についても、前項と同様とする。 (和助)
第六十二条 正処を幇助した者は、従処とする。
2 従犯を教唆した者には、従犯の刑を科する。 第六十二条 正紀を割りにきば、使犯とす。 2 後記を数度した者には、従犯の刑を料する。 (後犯数組) 第六十二条 従犯の所は、正犯の刑を練転する。 (物変及び割助の制限) 第六十四条 利留又は科肉のみに処すべき罪の数嗽者及び従犯は、特別の規定がなければ、罰しない。 (分分犯の共犯) 第六十五条 犯人の分分によって構成すべき犯罪行為に加功したときは、身分のない者であっても、 本即レする。 (他の姓令の罪に対する適用) 第八条 この蜀の規定は、他の臣令の罪についても、適用する。ただし、その法令に特別の規定があ るときは、この限りでない。 第八条 第八, 蜀の泉 (禁錮(こ)、罰金、拘留及び料料を主刑とし、役収を付加用とする。 (正当行為) 第三十五条 社令又は正当な業格による行為は、罰しない。 (正当防御) 第三十7 \*/ 急迫不正の侵害に対して、自己又は他人の権利を防衛するため、やむを得ずにした行為 2 は、罰しない (商業減差) 第六十六条 犯罪の情状に動量すべきものがあるときは、その刑を減整することができる。 (法律上の加減と動量減差) 第六十六条 法律上刑を加重し、又は減整する場合であっても、酌量減整をすることができる。 (役人) 第百九十九条 人を殺した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の感染に处する。 (子面) が第の程度を超えた行為は、情状により、その刑を減軽し、又は免除することができる。 2 時期の住民を知えておられ、時代により、ての方を解聴し、スは支持することかできる。 (系急運搬) 第三十七条 自己又は他人の生命、身体、自由又は封意に対する現在の危険を避けるため、やむを得 ずじにした行為は、これによって生たた客が選びようとした客の提奨を超えなかった場合に限り、 罰しない、ただし、その程度を超えた行為は、情状により、その所を練経し、又は免除すること ができる。 ョル干/ (予備) (予備) 第二百一条 第百九十九条の景を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役に処する。ただ し、徴状により、その利を免除することができる。 (自乾損与及び開業款人) 第二百二条 人を教唆し若しくは常勤して自殺させ、又は人をその嘱託を受け若しくはその承諾を得 て殺した者は、六月以上七年以下の懲役又は常知に処する。 (未認用) 第二百三条 第百九十九条及び前条の罪の未遂は、罰する。 (確本) かくとき。 2 耐忍の規定は、業務上特別の義務がある者には、適用しない。 (故愛) 第三十八乗 罪を犯す意思がない行為は、罰しない。ただし、法律に特別の規定がある場合は、この 第三十八条 那を知す意思がない行為は、割しない。ただし、法律に特別の規定がある場合は、この 限りてない。
2 重い第に当たるべき行為をしたのに、行為の時にその重い項に当たることとなる事実を知らなかった者は、その重い環にことでない。
3 法律を知らなかったとしても、そのことによって、罪を犯す意思がなかったとすることはできない。
3 法律を知らなかったとしても、そのことによって、罪を犯す意思がなかったとすることはできない。
4 法律授助者の行為は、罰しない。
2 心神探病者の行為は、罰しない。
2 心神探病者の行為は、割しない。
(未道探古)
第四十一条 十回線に満たない者の行為は、罰しない。
(未道探古)
第四十二条 単四線の道たない者の行為は、罰しない。
(未道探古)
第四十三条 虹界の実行に著手してこれを提びなかった者は、その所を疑問することができる。ただし、自己の意思により効果をおとしたされ、その所を疑問することができる。ただ 第二百四条 人の身体を傷害した者は、十五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 第二百四条 人の孝体を循落した者は、十五年以下の懲役又は五十万円以下の割役に処する。 (痛害我死) 第二百五条 身体を傷害し、よって人を死亡させた者は、三年以上の有期懲役に処する。 (現趣期約) 第二百六条 前二条の犯罪が行われるに当たり、現場において勢いを助けた者は、自ら人を傷害しな くても、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金者しくは利料に处する。 (同時傷害の特例) いて100次円 四十三条 児童の実行に着手してこれを遂げなかった者は、その所を被握することができる。ただ し、自己の意思により犯罪を中止したときは、その所を減軽し、又は免除する。 (失選罪) (同時構造の特例) 第二百七年、人以上で動行を加えて人を構善した場合において、それぞれの最行による構造の軽度 を知ることができず、又はその審査を生じさせた者を知ることができないときは、共同して実行 した者でなくても、共犯の例による。 (最行) 第二百八条 最行を加えた者が人を構造するに至らなかったときは、二年以下の感役者しくは三十万 円以下の罰金又は拘留者しくは科料に必する。 (朱忠策) 第四十四巻 朱道を割する場合は、各本条で定める。 (共同正犯) 茶六十条 二人以上共同して犯罪を実行した音は、すべて正犯とする。 (教唆) 第六十一条 人を教唆して犯罪を実行させた者には、正犯の所を科する。 ※ この参照条文表は、刑法科目共通である。したがって解答に際して、この表に記載されたすべての条文に触れる必要はない。 出題に応じて必要な条文を適宜、参照すること。

## 国士舘大学大学院入学試験問題用紙

修士課程

一般選考・学内選考

研 究 科 萆 政 試験科目 参考書等持込 法学専攻 法学研究科 (代替科目) 刑法Ⅱ 不可 共謀共同正犯について論じなさい。 参照条文 刑法(物)
(刑の変更)
第六条 処罪後の法律によって刑の変更があったときは、その軽いものによる。
(他の法令の罪に対する適用)
第八条 この欄の規定は、他の法令の罪についても、適用する。ただし、その法令に特別の規定があるときは、この限りでない。
(刑の償還)
第一条 第二(1)
(用)
(用)
(四)
 2 数要者を数要した者についても、前項と同様とする。 (幇助) 第六十三条 正犯を幇助した者は、従犯とする。 2 従犯を教唆した者には、従犯の刑を有する。 (従犯減配) 第六十三条 従犯の所は、正犯の刑を減極する。 (教唆及び幇助の処罰の制限) (所の確認) 第九条 死所、懲役、禁錮(こ)、罰金、拘留及び料料を主用とし、改収を付加用とする。 (正当行為) 第三十五条 社令又は正当な最新による行為は、罰しない。 (正目約約) 第三十六条 急迫下正の役害に対して、自己又は他人の権利を防衛するため、やひを得ずにした行為 は、罰しない。 第パーコーズ にいいまし、エルンパロシアコーション (教友)で招助の反認可効用の 第六十四条 内部)に其料のみに处すべき罪の教唆者及び従犯は、特別の規定がなければ、割しない。 (分別の大規2) 第六十五条 犯人の身分によって構成すべき犯罪行為に加功したときは、身分のない者であっても、 共犯しする。 2 身分によって特に刑の範重があるときは、身分のない者には通常の刑を料する。 (的直接略) 第六十六条 犯罪の情状に酌量すべきものがあるときは、その刑を接軽することができる。 (法律しの加速と酌量接触) 第六十七条 法律上刑を加重し、又は誤程する場合であっても、酌量接軽をすることができる。 (会人) へ、MUCAV。 防衛の程度を超えた行為は、情状により、その刑を滅軽し、又は免除することができる。 2 (発売速量) 第三十七条 自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の完備を避けるため、やむを得 ずにした行為は、これによって生した害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り、 罰しない、ただし、その程度を超えた行為は、情状により、その消を課題し、又は免除すること ができる。 (祭急遊雞) 前項の規定は、業務上特別の義務がある者には、適用しない。 (故意) (収息) 第三十八条 罪を犯す意思がない行為は、罰しない。ただし、法律に特別の規定がある場合は、この ニーアハボ ボを思いるあがないすみは、割しない、たたし、在本に特別の現在がある書言は、この 扱りてない。 気い環に当たるべき行為をしたのに、行為の時にその重い乳に当たることとなる事実を知らなか った者は、その証い罪によってな感折うことはできない。 法律を知らなかったとしても、そのことによって、那を犯す意思がなかったとすることはできな い、ただし、情状により、その形を読軽することができる。 (心神費失良び心神経術) ■ 300 700 (NEXA) 百二条 人を教唆し若しくは幇助して自殺させ、又は人をその嘱託を受け若しくはその承諾を得 て殺した者は、六月以上七年以下の懲役又は禁錮に处する。 2 (株達) 第二百三条 第百九十九条及び前条の罪の未遂は、罰する。 (編書) 第二百四条 人の身体を傷害した者は、十五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に起する。 (心神酸失気び心神秘病) 第三十六条、心神疾気者の行為は、前しない。 2 心神疾気者の行為は、その刑を練覚する。 (質仁年齢) 第四十一条、十四歳に満たない者の行為は、前しない。 (未記練み) 第四十三条、犯罪の実行に年年してこれを逆げなかった者は、その所を減軽することができる。ただ し、自己の意思により犯罪を中止したときは、その所を減軽し、又は免除する。 (先記篇) 第四十四条、生活を知った場合やしまったかい。 第二百四条 人の身体を協告したるは、エユヤターンジンスののキャーパーの、シーン (傷害致死) 第二百五条 身体を傷害し、よって人を死亡させた者は、三年以上の有期懲役に処する。 (現場助勢) (現場物勢) 第二百元条 約二条の犯罪が行われるに当たり、現場において勢いを助けた者は、自ら人を傷害しな くても、一年以下の影象又は十万円以下の動を若しくは科科に処する。 (同時傷害の務例) 第二百七条 二人以上で最行な効えて人を傷害した場合において、それぞれの条行による傷害の軽重 を知ることができず、又はその傷害を生じさせた者を知ることができないときは、共同して実行 した者でなくても、共犯の例による。 (風空) (朱澤華) 第四十四条 未遂を罰する場合は、各本条で定める。 (共同正犯) 第六十条 二人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする。 (暴行) 第二百八条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、二年以下の懲役若しくは三十万 円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。 (教唆) 第六十一条 人を教唆して犯罪を実行させた者には、正犯の刑を科する。 ※ この参照条文表は、刑法科目共通である。したがって解答に際して、この表に記載されたすべての条文に触れる必要はない。 出題に応じて必要な条文を適宜、参照すること。